

平成24年6月  
市川市定例教育委員会会議録

○

○

市川市教育委員会

## 平成24年6月定例教育委員会会議録

1 日 時 平成24年6月7日（木） 午後2時00分開議

2 場 所 第5委員会室

3 日 程

- 1 開会
- 2 会期の決定
- 3 議事日程の決定
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議案第5号 市川市私立幼稚園類似施設園児補助金交付規則の一部改正について  
議案第6号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について  
議案第7号 平成24年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について  
議案第8号 平成24年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について  
議案第9号 市川市社会教育委員の委嘱について  
議案第10号 市川市文化財保護審議会委員の委嘱について  
議案第11号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について  
議案第12号 市川市博物館協議会委員の委嘱について
- 6 報告第5号 市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付に関する条例の一部改正について
- 7 その他
- 8 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第5号 市川市私立幼稚園類似施設園児補助金交付規則の一部改正について  
議案第6号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について  
議案第7号 平成24年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について  
議案第8号 平成24年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について  
議案第9号 市川市社会教育委員の委嘱について

- 
- 議案第10号 市川市文化財保護審議会委員の委嘱について  
 議案第11号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について  
 議案第12号 市川市博物館協議会委員の委嘱について
- 2 報告第5号 市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付に関する条例の一部改正について
- 3 その他 (1) 平成24年度市川市奨学生の決定について  
 (2) 平成24年度中学生海外派遣事業について  
 (3) 平成24年度千葉県青少年補導員連絡協議会総会並びに  
 第43回千葉県青少年補導(委)員大会について

○

5 出席委員 宇田川 進  
 吉岡 博之  
 五十嵐 美美子  
 中村 ふじ江  
 内田 茂男  
 田中 康惠

○

6 出席職員、職・氏名

教育次長	下川 幸次	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	藤間 博之	生涯学習部長	倉橋 常孝
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	押田 敏郎
生涯学習部次長	千葉 貴一	教育政策課長	大野 英也
人事福利担当室長	竹中 秀成	就学支援課長	伊藤 三郎
教育施設課長	金子 登志夫	義務教育課長	赤石 欣弥
指導課長	平山 健次	保健体育課長	水嶋 雅
教育センター所長	山元 幸惠	生涯学習振興課長	丸山 賢治
地域教育課長	鈴木 栄司	青少年育成課長	安部 幸弘
公民館センター長	秋本 賢一	中央図書館長	松本 雅貴
考古博物館長	新木 等	自然博物館長	宮田 明吉

○

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主幹 水越 英明
/	主幹 福田 修
/	副主幹 近藤 孝子
/	副主幹 宮内由美子
/	副主幹 岡田 靖弘
/	副主幹 関原 一久

## ○ 宇田川委員長

ただいまから、平成24年6月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、中村委員、内田委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第5号 市川市私立幼稚園類似施設園児補助金交付規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

## ○ 就学支援課長

資料は1ページから13ページをご覧いただきたいと思います。最初に私立幼稚園類似施設園児補助金の概要についてご説明いたします。私立幼稚園類似施設は、学校教育法に規定する公認の私立幼稚園に準じて設置された施設で、教育委員会が認める施設となっております。現在、当該補助金の対象となっている施設は、行徳地域に3施設、江戸川区に1施設の4施設となっております。補助金は保護者の経済的負担の軽減を図り、幼児教育の振興に資することを目的としております。補助金の対象者は当該施設に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者で、6月1日から10月1日の間、継続して幼稚園類似施設に在園し、かつ市川市に住民登録、または外国人登録をしている園児の保護者に補助金を交付しております。なお、この間の入退園につきましては、補助金を月割りにより交付しているものでございます。補助金の額は世帯の収入状況、年齢により異なっており、年額2万3,000円から9万4,000円となっております。補助金の対象につきましては約800人となっているところでございます。補助金の申請書配布は6月中旬に施設から保護者に、補助金の交付は1月下旬に市から保護者の指定した口座に直接振り込む方法となっております。それでは、資料1ページをご覧いただきたいと思います。市川市私立幼稚園類似施設園児補助金交付規則の一部改正についての議案となっております。

今回の改正を行う理由につきましては、補助金交付申請及び交付請求における事務手続の軽減を図るために所要の条文の整備を行うものでございます。資料2ページから4ページにつきましては、規則の改正文となっております。それでは、資料7ページ、新旧対照表、第4条（補助金の交付申請）をご覧いただきたいと思います。現行では、交付申請書に市民税の課税証明書を添付することとしておりましたが、改正後においては保護者の同意を得て申請書に添付し、提出する書類を省略できるようにしております。このことにより、今までの補助金申請書の提出方法も、保護者が直接市に提出していたものを、園が申請書を取りまとめる方法に変更し、園が取

りまとめてることで申請漏れを防ぐこととしております。同じく7ページ、第6条（補助金の交付請求の委任）をご覧いただきたいと思います。補助金の交付を請求する権限を、園児が在園する幼稚園類似施設の設置者に委任することができるようになりました。今までの補助金の交付請求においては、保護者が請求書を直接市へ提出しておりましたが、請求書の記載内容等の誤記が認められた保護者に対し、交付請求書の再提出を個々にお願いしていた事務がなくなることとなります。今ご説明しました補助金の交付申請及び交付請求につきましては、資料10ページの補助金申請書の裏面の上段に「市民税について」の欄で課税状況についての同意、中段に「補助金の請求手続きについて」の請求する権限を委任する欄を設けております。以上のように、今回の規則改正につきましては、保護者の事務手続の軽減を図るための改正となっております。なお、先ほど別資料といたしまして机上に幼稚園類似施設園児補助金交付方法変更（予定）のチラシを配付させていただきました。これは、事前に保護者に対し申請方法の変更予定をお知らせしたものでございまして、今回の規則改正について具体的な内容がわかりやすくなっております。改正点につきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、1つ目、税証明書類の添付を不要にできること、2つ目、申請書を園で取りまとめて提出することができること、3つ目、請求書は園から提出していただくことになります。説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

かねてからこの手続が大変だということで、とても簡易になって保護者は助かると思うのですけれども、申請書を出す段階で、こういう補助金があるということを保護者がまず知らなくてはいけないわけですよね。これはどうやって周知されるのですか。

○ 就学支援課長

それは入園の段階でお知らせしております。

○ 吉岡委員

こういう制度があるからということで、園のほうから知らせるということですか。

○ 就学支援課長

はい。

○ 吉岡委員

そこで漏れると、結局漏れる可能性もあるわけですね。

○ 就学支援課長

はい。

- 吉岡委員  
　わかりました。
- 内田委員  
　手続がこれでかなり簡単になるということは、第4条2項で簡単になると  
いうことですか。第4条（補助金の交付申請）は、現行は1項だけだけど、  
2項までついているのでしょうか。つまり、保護者の手続が煩雑なのを軽減す  
るという趣旨だということをおっしゃいましたよね。この第4条だとどうい  
うことになるのですか。
- 就学支援課長  
　第4条におきまして、第1項には「市町村民税の納税通知書の写しを添付  
して委員会に提出しなければならない」と規定されております。ただし、第  
4条第2項によりまして、保護者の同意を得て、市が公簿等により課税状況  
等を確認することができ、納税通知書等の提出を省略することができる規定  
になっております。市が公簿等により課税状況等を確認することに、保護者  
の同意を得て提出を省略することができるという規定になっております。
- 内田委員  
　少しは軽減するのでしょうかけど、委員会としては、保護者が申請書を出し  
て、納税通知書の写しその他がない場合もあるわけで、省略してもいい人な  
のかどうかは、委員会が全員をほかの書類で見るわけですか。
- 就学支援課長  
　保護者に同意書にサインをしていただきまして、同意を得た方においては、  
保護者の方、全員の家庭状況をこちらで調べさせていただきます。中には、  
例えば市外から提出の方の方においては、他市の課税証明をつけていただく  
形になります。
- 吉岡委員  
　今の内田委員の質問と関係あるのですけれども、自分の納税証明書を申請  
書に添付するわけでしょう。違うのですか。申請した人について、市のほう  
で調べるのですか。添付するわけではないのですか。
- 就学支援課長  
　添付しません。
- 吉岡委員  
　わかりました。
- 五十嵐委員  
　「保護者の皆様へ」という文書は、今は変更なのでこういう文書が例年と  
違って市の教育委員会からお手元に渡るということですね。この申請書も  
市の教育委員会の名前で園を通じて保護者に行くことになるわけですか。
- 就学支援課長  
　そのとおりでございます。

- 五十嵐委員  
園長名で何かを出すということではなく、すべて園がそれを代行してくれるということですか。
- 就学支援課長  
はい。
- 五十嵐委員  
わかりました。
- 宇田川委員長  
他に質疑がないようですので、議案第5号を採決いたします。ご異議はございませんか。
- 他の委員  
異議なし。
- 宇田川委員長  
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第6号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- 義務教育課長  
資料は14ページから16ページでございます。市川市立小中学校通学区域審議会条例第4条に定める委員のうち、第2号委員の高石治一郎委員が市川市PTA連絡協議会を退会されたことに伴い委員を解嘱となりましたので、新たに委員を委嘱するため提案させていただくものでございます。後任には、同じく市川市PTA連絡協議会からのご推薦で、現在、同協議会副会長並びに第六中学校のPTA会長を務めておられます立原充彦様でございます。なお、委嘱期間につきましては、前委員の残任期間であることから、本日の議決日から平成25年7月定例教育委員会議決日の前日までございます。以上でございます。
- 宇田川委員長  
以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。ご異議はございませんか。
- 他の委員  
異議なし。
- 宇田川委員長  
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第7号 平成24年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について及び議案第8号 平成24年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任についてについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで公開しないこととしてよろしいかお諮りいたします。ご異議はございませんか。

- 他の委員  
異議なし。
- 宇田川委員長  
ご異議がないようですので、同条第7項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。本件については、本日の案件がすべて終了してから行います。次に議案第9号 市川市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- 生涯学習振興課長  
お手元の資料17ページから19ページまでになりますので、ごらんください。本案は、市川市社会教育委員のうち同委員設置条例第2条第1項第1号によります学校教育の関係者及び第2号によります社会教育の関係者の2名の委員が退職及び役職変更によりまして解嘱することに伴い新たに委員を委嘱するものでございます。具体的には、学校教育の関係者で前千葉県立国府台高校校長鬼島正和委員の後任といたしまして同じく同国府台高校校長古山弘志氏を、また、社会教育の関係者で前市川市PTA連絡協議会事務局次長の幸前多加史委員の後任としまして現市川市PTA連絡協議会事務局次長の木賀純一氏を委嘱するものでございます。任期につきましては、前任者の残りの期間でございます本年の9月30日までとなります。このことによりまして、全体で男性委員は11名、女性委員は4名となります。なお、女性委員の登用率は26.7%となります。また、委員の最高年齢は77歳、最少年齢は44歳で、平均年齢62.8歳となっております。説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。
- 宇田川委員長  
以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第9号を採決いたします。ご異議はございませんか。
- 他の委員  
異議なし。
- 宇田川委員長  
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第10号 市川市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- 生涯学習振興課長  
お手元の資料20ページと21ページをごらんいただきたいと思います。本案は、市川市文化財保護審議会委員の任期の満了に伴い新たに委員の委嘱をお願いするため提案するものでございます。委員候補者につきましては、委員数9名のうち新任が1名、再任が8名となっております。委員候補者でございますが、男性委員は5名、女性委員は4名で、女性委員の登用率は44.4%となります。また、委員の最高年齢は73歳、最少年齢が49歳で、平均年齢62.4

歳となっております。審議会の活動内容ですが、市川市文化財保護条例及び同条例施行規則に基づきまして、文化財の市指定の諮問に対する答申でございますとか文化財保護に関する指導・助言等を行うことを任務としております。今期の委員の任期でございますが、平成24年6月7日、本日から26年6月6日までの2年間となります。よろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第10号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第11号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 公民館センター長

資料は22ページから24ページとなっております。公民館運営審議会は、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものと社会教育法29条に規定されております。今回、市川市公民館運営審議会における委員のうち市川市公民館の設置及び管理に関する条例第13条第2項第1号委員に変更がありましたので、規定に基づき新たに委員の委嘱が必要なためご提案させていただくものです。具体的には、学校教育の関係者である第1号委員として市川市立稻越小学校校長の本多成人氏が平成24年3月31日をもって小学校長を退職されたため、その後任として市川市立南行徳小学校校長、篠崎道成氏を委嘱しようとするものでございます。任期は委員会で議決となった日から前任者の残任期間であります平成25年6月4日までとなります。なお、公民館運営審議会の委員の構成は、委嘱予定委員1名を含め男性委員6名、女性委員4名となっております。年齢は最高年齢が77歳、最低年齢は41歳、平均年齢は60.8歳となっております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第11号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第12号 市川市博物館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 考古博物館長

日程25ページです。本博物館協議会委員の選出に当たりましては、市川市博物館の設置及び管理に関する条例第10条第2項に掲げる委員構成及び資格者を充てるに際して、必要の範囲において公的要素の高い関係団体等に推薦を依頼して候補としているところでございます。このたび、これら一部の推薦母体において定年退職及び担当役員の改選変更があったとして、改めて後任候補の推薦があったことから、同条例同条同項及び第3項の規定に基づき新たに委員を委嘱することの承認を求めるものでございます。具体に申し上げますと、26ページをごらんください。第1号委員は学校教育関係者枠となりますが、市川市立小中特別支援学校長会連絡協議会の推薦でございました元大柏小学校長、西博孝氏、本年3月末日で退職になっておりますが、同氏に代えまして塩浜小学校長、渡邊晴美氏の就任について、また、第2号委員、社会教育関係者枠から市川市PTA連絡協議会推薦でございました元事務局次長、幸前多加史氏に代えまして副会長、高橋保之氏の就任について、それぞれ承認をお願いするものでございます。なお、この場合の委嘱発令日は本定例委員会の議決日とし、任期は前任者の残任期間となります。また、解嘱日につきましては、本日の前日という扱いにさせていただいて継続性を図ることになります。説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第12号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして報告に入ります。報告第5号 市川市高等学校、専修学校及び大学入学金準備金の貸付けに関する条例の一部改正についてを説明してください。

○ 就学支援課長

資料28ページから29ページをごらんいただきたいと思います。本件につきましては、平成24年6月市川市議会定例会に提出する住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定による市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例の一部改正について、本来であれば市川市教育委員会に議案として提出し、ご審議いただく案件でございますが、本件の議案の作成に係る意見聴取日、平成24年5月22日から市長に回答するまでの期間が短く、会議を開催する暇がございませんでしたので、市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基

○ づき、平成24年5月25日付で教育長の臨時代理とさせていただいたものでございます。また、同規則第2条第3項の規定に基づき、本日ご報告するものでございます。これは、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の一部改正により外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられることに伴いまして、関係条例の1つであります市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例におきまして条文の整備を行う必要が生じたものでございます。資料30ページから34ページにつきましては、関係条例の整備に関する内容でございます。第1条から第9条までの規定がございますが、市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例につきましては、資料32ページ、第9条に規定されております。資料35ページから40ページにかけまして新旧対照表がございますので、こちらでご説明をさせていただきます。資料40ページをごらんください。市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例でございます。本条例第3条第1号の下線部分が改正箇所でございます。現条例におきましては、「本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく記録又は登録をしていること。」となっておりますが、改正後は「本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされていること。」と変更になるものでございます。以上でございます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、報告第5号を終了いたします。続きまして、その他に入ります。(1) 平成24年度市川市奨学生の決定についてを説明してください。

○ 就学支援課長

資料41ページをごらんいただきたいと思います。本件につきましては、5月18日金曜日、午後2時より市川市奨学生選考委員会を開催し、奨学生の選考について審議しましたのでご報告申し上げます。このご報告の前に奨学資金制度の概要についてご説明をさせていただきます。まず、奨学資金制度の目的でございますが、高等学校または高等専門学校の修得を希望する者に対し奨学資金制度を設けることによって教育の機会均等を図るものでございます。次に、資格要件でございますが、市内に住所を有する者、高等学校または高等専門学校に在学している者及び入学を予定している者、学力、人物ともに優良であって成績の見込みのある者、経済的理由によって修学困難な者、他から奨学資金の支給または貸付を受けていない者、出身中学校長または在学高等学校長もしくは在学高等専門学校長の推薦者、奨学生選考委員会の選考を経て教育委員会が決定した者、以上が奨学資金の支給要件でございます。支給額につきましては、国公立の場合は月額9,000円、年額10万8,000円、私立の場合は月額1万5,000円、年額18万円でございます。財源につき

ましては、一般財源と大畠恣教育基金を活用させていただいておりますが、本年度の予算額は1,879万2,000円、そのうち大畠恣教育基金より900万円を充てております。それでは、平成24年度市川市奨学生の決定についてご報告いたします。応募状況といたしましては、平成24年3月1日から3月30日にかけまして募集を行いましたところ、国公立101人、私立75人、計176人の応募がございました。前年度の応募者と比較いたしますと、前年度162人に對しまして本年度は176人、14人の増でございました。この応募状況の中で、審査要領に基づき学力及び保護者の所得要件を満たしている者は176人中170人でございました。なお、本年度予算額1,879万2,000円でございますが、要件を満たしている170人全員に支給をいたしますと2,347万2,000円となりまして、予算額に対しまして468万円の超過が生じる状況となりました。市川市奨学資金条例によりまして、本事業は予算の範囲内と定められておりまことから、奨学生選考委員会でご審議いただきました結果、国公立82人、私立55人、計137人を平成24年度の奨学生と決定したところでございます。また、10人を補欠者といたしまして、辞退者等があった場合におきましては繰り上げ支給の優先順位をつけさせていただきました。以上で平成24年度市川市奨学生の決定についてご報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。

○ 吉岡委員

内訳をもう一度教えていただきたいのですけれども、大畠基金からどのぐらい出ているのですか。

○ 就学支援課長

大畠基金からは900万円が出ております。

○ 吉岡委員

市川市からは半分ぐらいですか。

○ 就学支援課長

そうです。

○ 吉岡委員

大畠基金は基金を切り崩しているわけでしょう。例年2つで出していましたか。

○ 就学支援課長

そのとおりでございます。

○ 吉岡委員

これはどういう割合か決めているのですか。

○ 就学支援課長

大畠恣基金におきましては、ご遺族の方の意思と基金の趣旨がございます

ので、金額は決めております。

○ 吉岡委員

ご遺族の意思で大畠基金からは900万円は必ず出すということなのですか。

○ 就学支援課長

はい。

○ 吉岡委員

先ほどのお話だと全額希望どおりにすると予定額よりも大幅に超えるので絞ったということですが、奨学生の意味としては、先ほど前段で幾つかおっしゃいましたけれども、高校進学の意欲のある人は奨学生を出して経済的に負担を負わないように援助しようということで、皆さん申請しているのに、そこで選ぶというのは、どんな選び方をしているのかがわからない。もう1つは、学力と経済面とどっちをとるかという話が前にあったのですが、僕は学力はほどほどでも行きたい意欲があれば、経済的に恵まれない人だったら援助すべきではないかということをそのときにお話ししたのですが、そういうことも含めて、どういう選び方をしたのかをお聞きしたい。このとおりにしたら予算オーバーしているわけですから。

○ 就学支援課長

選び方は、今、委員のおっしゃった経済的な面と学力の面を参考にしております。選考委員会でもそこが一番委員の方がお困りになっているところであります。選考結果を見ますと、学力と経済的な面を両方考慮した上で、今回、奨学生を決定させていただいております。

○ 吉岡委員

そうすると、希望したにもかかわらずもらえない人がいるわけですね。

○ 就学支援課長

はい。

○ 吉岡委員

先ほどの大畠基金から900万円は遺族の方の意思で、市のほうをもう少しうやしてでも皆さんに平等にできないのですか。申請した人をこちらで選考して、公平にそういうことができるのかなという感じがするのですけれども、補助金を予算で均等割すればいいと思います。選別するのがすごく難しいのではないかと思います。前にもそれで問題があって、なぜ自分はもらえないのかという申し出があったのですね。そのときにちゃんとした理由ができるかどうかが心配です。

○ 就学支援課長

今のご質問に対しましては、今後検討していくかなければいけない問題だと認識しておりますので、今後、課内でもいろいろと検討させていただきたいと思っております。

○ 宇田川委員長

次に(2)平成24年度中学生海外派遣事業についてを説明してください。

○ 指導課長

お手元の資料42ページをごらんください。この事業は、市川市青少年教育国際交流協会が主催し、国際交流を通じ国際感覚豊かな青少年を育成するため、ドイツ連邦共和国ローゼンハイム市に派遣し、ホームステイをしながら現地の学校、メートヒエン・レアルシューレに体験通学するもので、今年度で10回目を迎えるものでございます。本年度は市川市立第一中学校の太田和誠校長を団長に、第七中学校の大崎亜衣教諭、須和田の丘支援学校の鈴木奈穂子教諭の引率により、お手元の資料にございますとおり7月22日から8月5日までの14泊15日で実施されます。派遣生徒でございますが、1年生は女子が1名、2年生は男子3名、女子4名の7名、3年生は男子1名、女子7名の8名で、各中学校からの代表16名でございます。既に5月19日に派遣生徒及び保護者への説明会は終了し、生徒及び引率教員は出発まで毎週土曜日に語学研修やドイツの歴史、文化についての班別課題研究、さらに現地ローゼンハイム市で訪問する生徒が主催します日本デー、また、さよならパーティーでの催し物の練習など、出発に向けて着々と準備を進めているところでございます。派遣期間中は現地の家庭にホームステイをし、現地の学校への体験通学のほか、日本の伝統文化を紹介する日本デーの開催や、ドイツの歴史的な名所旧跡の見学等もプログラムに取り入れる予定でございます。また、ペンションでのさよならパーティーでは、メートヒエン・レアルシューレ校のホストファミリーを招き、さらに交流を深める予定でございます。平成16年7月14日に市川市とローゼンハイム市との間でパートナーシティ交流の調印が行われて以来、教育、スポーツ、文化などの分野で活発な交流が図られておりまして、今後もさらに友好親善が図られるものと思われます。本年も10月末にはドイツ生徒・引率1名を受け入れ、市内の中学校に通学し、市長表敬訪問や親睦のパーティーなどを行い、相互交流を図る予定でございます。この16名の親善大使がこのドイツへの派遣を通してコミュニケーション能力や国際感覚を身につけ、日本文化のよさを再発見するなど、将来、市川市の国際交流活動の担い手として活躍してくれることを願っております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。

○ 吉岡委員

ホームステイは向こうは受け入れがいつもたくさんあるみたいですね。向こうから日本に来た場合、ホームステイを受けるところは結構あるのですか。

○ 指導課長

各中学校を通じて呼びかけておりまして、人数的には派遣中学生と同数の

16名を受け入れているとお聞きしています。

○ 吉岡委員

今お聞きしたのは、無理やりにお願いしているとかではなくて、積極的に受け入れる枠がいっぱいあるのかどうかということです。というのは、こっちから行くときは向こうでは結構あると聞いています。だけど、向こうから来るときは受け入れの枠が少ないようなことを聞いたものだから、交流することはとてもいいことだけれども、ドイツのローゼンハイムの方には申しわけないのではないかなという感じがします。

○ 指導課長

○  
国の状況が違いまして、向こうは各家庭が非常に広い家庭ばかりでございまして、こちらからの中学生を楽に受け入れられて、部屋を1つ提供することができるのでございますが、日本の家庭状況ですと、気持ちはありますも、そういう家庭ばかりではございませんので、そういう点では、今、委員がおっしゃったようなことはあるかと思います。

○ 宇田川委員長

実情はそういうようなことのようですね。それでは、次に(3)平成24年度千葉県青少年補導員連絡協議会総会並びに第43回千葉県青少年補導（委）員大会についてを説明してください。

○ 地域教育課長

○  
議事日程資料44ページになります。千葉県下の17市において約2,100名の少年補導員が補導員としての資質の向上を図ること、また、各市の情報交換の場として機能することなどを目的として千葉県青少年補導員連絡協議会を組織しております。千葉県青少年補導員連絡協議会では、年に1度、県下の補導員が一堂に会して総会並びに大会を毎年17市の輪番制で実施しており、平成24年度は市川市で開催されるものです。期日は平成24年7月14日土曜日、会場は市川市文化会館大ホールにて開催いたします。総会は午前10時30分から開会し、千葉県青少年補導員連絡協議会の主催で、千葉県県民生活課長、県警本部少年課長等を来賓として招き、前年度の事業報告、会計報告及び24年度の事業計画、予算案等を議題として開催するものです。アトラクションといたしましては、市川市で活動しているシャイニング・プラネットのチアダンスで花を添える予定でございます。続きまして、午後の部になります、補導（委）員大会につきましては、同日、同会場で午後1時から開催いたします。本大会は、千葉県青少年総合対策本部、千葉県、市川市が主催となります。千葉県青少年総合対策本部長は森田県知事であり、千葉県からは森田県知事をはじめ県環境生活部長、県教育委員会教育長等、市川市からは市長、教育長、生涯学習部長の出席をお願いしております。また、市川市の来賓といたしましては、市川市議会議長、市川・行徳両警察署長、小中学校校長会会长長、PTA連絡協議会会长等、ご出席をいただく予定でございます。

大会の内容としましては、補導員として長年活動していただいた方への表彰状、感謝状の贈呈や本市の補導員からの事例発表、子ども家庭教育フォーラム代表、富田富士也氏による「素直になる“勇気”を子どもたちとともに」という演題で講演を予定しております。最後に、平成24年度の活動を全補導員の総意として大会決議を行い、閉会となります。また、本大会は少年補導員の活動を支えていただいておりますP T A、民生児童委員、子ども会等関係諸機関にもご案内をさしあげ、ご参加をいただく予定でございます。なお、午前、午後とも約1,000名の入場者を予定しております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。本日、その他(4)が追加で提出されています。(4)平成24年度における教科書展示についてを説明してください。

○ 指導課長

平成24年度の教科書展示会は、現在使用しております小中学校の教科書及び平成25年度特別支援教育関係の教科書見本を展示する予定でございます。展示会の期間は6月15日から7月1日までと、7月21日から8月31日までの2回開催いたします。時間は午前10時から午後5時まで、場所はどちらも市川市文学プラザでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。以上で審議が終了いたしましたので、これより議案第7号及び議案第8号の審議に入りますが、会議規則第10条の規定により、指定する方以外の方は退席をお願いいたします。教育次長、各部部長・次長、指導課長、教育政策課長以外の方は退席してください。これにて暫時休憩いたします。

―― 休憩 ――

○ 宇田川委員長

議事を再開いたします。議案第7号 平成24年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

お手元の資料の1ページから5ページをごらんください。平成24年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約につきまして、案のとおりご承認いただきたく委員会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、教科用図書採択地区につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に設置が定められております。本市は、千葉県教育委員会により浦安市との2市による葛南西部採択地区が設定されております。採択地区協議会は、地区内の教育委員会が同一の教科書を採択するための協議を行うため、その規約に関しては各市教育委員会による事前承認が必要となっております。よって市川市教育委員会事務委任規則第1条第1号に基づ

き、本日議案として提案するものでございます。なお、本年度は平成25年度使用的教科用図書のうち特別支援学校や特別支援学級など特別支援教育実施において使用する教科書の採択を行うものでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第7号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。

○ 宇田川委員長

次に議案第8号 平成24年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

資料6ページをごらんください。提案理由といたしましては、教科書採択に当たっては、採択地区協議会において教育委員会の意思を反映する必要があり、そのため採択地区協議会の委員を選任することとなっております。よって市川市教育委員会事務委任規則第1条第12号に基づき、本日議案として提案するものでございます。したがいまして、さきに議決いただきました葛南西部採択地区協議会規約第4条第2項の規定に基づきまして、市川市の委員6名を7ページのとおり提案させていただきます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第8号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。

○ 宇田川委員長

本日の議事は以上ですが、皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

それでは、これをもちまして平成24年6月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時59分閉会)

署名委員

委員長

宇田川 達

委員

中村 心江

委員

内田茂男